

達人Cube 「財務のみかた」 利用規約

株式会社NTTデータ

Ver 1.0

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社NTTデータ（以下「弊社」という。）と、契約者（第2条（用語の定義）で定義される。）との間で、達人 Cube「財務のみかた」（以下「本サービス」という。）に関し適用される権利義務について定めるものであり、契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

(1) 利用契約

本規約に基づき本サービスを利用するための契約

(2) 利用契約等

本規約及び利用契約

(3) 契約者

弊社と利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者

(4) 達人シリーズ（申告書作成ソフト）

弊社がパッケージソフトウェアとして提供する税務申告書等を作成するソフトウェア群

(5) 達人 Cube

達人 Cube 利用規約に基づき弊社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供するオンラインサービス「達人 Cube®（キューブ）」及び「達人 Cube AI-OCR」

(6) 契約者設備

本サービスの提供を受けるために、契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに契約者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(7) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、弊社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(8) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために弊社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(9) 利用料金

本サービスの利用料金

(10) 消費税等相当額

「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」及び同法に関する法令に基づき課税される消費税の額、並びに「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び同法に関する法令に基づき課税される地方消費税の額

(11) 利用料金等

利用料金及びその消費税等相当額

(本規約及び本サービスの内容の変更)

第3条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新本規約を適用するものとします。ただし、弊社は、当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

(1) 本規約の変更が、契約者の利益に適合する場合

(2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 弊社は、前項により本規約を変更する場合には、事前に弊社のホームページその他の弊社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。

(1) 本規約を変更する旨

(2) 変更後の新本規約の内容

(3) 変更後の新本規約の効力発生日

3 契約者は、本規約の変更に同意しない場合、変更後の新本規約の効力発生日までに本規約第27条（契約者からの利用契約の解除）第2項により、利用契約を解除するものとします。

4 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。ただし、弊社は、当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

(弊社からの通知)

第4条 弊社は、電子メール、書面又は本サービスのホームページへの掲示その他弊社が適当と判断する方法及び範囲で、契約者が本サービスを利用する上で必要な事項を通知するものとします。

2 前項の規定に基づき、弊社から契約者への通知を電子メールの送信又は弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(本サービスの内容)

第5条 本サービスの具体的な内容、機能、動作環境、提供条件、サポート内容その他の詳細（以下「本サービス仕様書」という。）は、弊社所定のWebサイトへの掲載、電子メールによる送付、書面による交付その他弊社が別途指定する方法（以下総称して「提供方法」という。）により提示するものとします。利用契約には、本提供方法により契約者に提示された最新の内容が適用されるものとします。

2 契約者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスについて、弊社に起因しない不具合が生じる場合があること

- (2) 弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切その責を免れること
- 3 次の事項については、利用契約において明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
- (1) 本サービスに係るデータの内容及び変更等に関する問い合わせ

第2章 契約等

(利用契約の締結等)

- 第6条 本サービスの利用申込者が、「申込対象の利用規約、使用許諾契約の内容に同意する」のチェックボックスにチェックを付したときに、利用規約の内容に同意したものとみなされ、当該同意後に申込内容の確認画面にて「送信する」ボタンを押下することをもって、利用契約が成立するものとします。利用契約の詳細事項は、利用申込者が弊社に対し提出した注文書に記載された情報に基づくものとします。なお、利用料金等は、新規申込があった月の翌月より請求されるものとします。
- 2 前項において利用契約が成立した場合であっても、契約者でない者は、本サービスを利用することができないものとします。
- 3 利用契約の変更は、契約者が弊社所定の利用変更申込書を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、新利用料金等は、変更申込のあった月の翌月より請求されるものとします。
- 4 弊社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用変更契約を締結しないことができます。
- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 申込内容（利用変更申込書の内容を含む。）に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 達人シリーズに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他弊社が不相当と判断した場合

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。
- 2 弊社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、契約者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第3章 権利の帰属

(著作権等)

第8条 本サービスにおいて弊社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、契約者又は第三者が従前保有していたものを除き、弊社に帰属するものとし、本規約又は「本サービス仕様書」において明示的に定められている場合を除き、契約者は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

2 契約者は、前項に定める他、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾します。

第4章 提供条件等

(一時的な中断及び提供停止)

第9条 弊社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 第25条（責任の範囲）第6項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (4) 第25条（責任の範囲）第7項に定める事由により本サービスを提供できない場合

2 弊社は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3 弊社は、契約者が第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4 弊社は、前3項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第10条 本サービスの利用期間は、契約者が第27条（契約者からの利用契約の解除）に定める手続きに従い契約を解除するまで存続するものとします。

(最低利用期間)

第11条 本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して6か月とします。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除を行う場合は、第27条（契約者からの利用契約の解除）に従うことに加え、弊社が定める期限までに、利用契約を締結した日から6か月を経過した日の属する月の末日までの残余の期間に対応

する利用料金に相当する額及びその消費税等相当額を一括して弊社に支払うものとします。

(第三者のサービス、ソフトウェア等)

第12条 本サービスは、「本サービス仕様書」に定めるサービス、コンテンツ及びソフトウェアをはじめ、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む。以下総称して「第三者サービス等」という。）を含みます。

2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。

3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、弊社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

(脆弱性診断)

第13条 弊社は、その判断により、自ら又は第三者をして、本サービス用設備等又は契約者設備に接続し、脆弱性を診断するために必要な一切の措置を講じることができるものとします。当該措置を講じるために要した費用は、弊社が負担するものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第14条 弊社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、影響度を鑑みながら契約者にその旨を通知するものとします。

2 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、影響度を鑑みながら本サービス用設備を修理又は復旧します。

3 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び弊社はそれぞれ影響度を鑑みながら相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第5章 利用料金

(利用料金の支払)

第15条 利用料金は、別紙1「料金表」記載のとおりとします。

2 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、利用料金等を利用契約等に基づき支払うものと

します。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、弊社は、第9条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 3 利用期間において、第9条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。
- 4 契約者は、利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (1) 請求書により決済する場合、弊社が別途指定する集金代行業者を通じて弊社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
 - (2) その他弊社が定める支払方法により支払うものとします。
- 5 契約者と前項の金融機関との間で利用料金等の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 弊社は、既に支払われた利用料金等については契約者に一切返還しないものとします。

（支払遅延損害金）

- 第16条 契約者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、弊社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払済みまで、利用料金等に対し年利14.6%（1年を365日とする日割り計算とする。）を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求することができるものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

（端数整理）

- 第17条 利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第6章 契約者の義務

(ユーザID及びパスワードの管理等)

第18条 契約者は、本サービスを利用する際、ユーザID（契約者その他の者を識別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）及びこれに対応するパスワード（ユーザIDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号をいい、仮パスワード、正式パスワードその他ユーザIDとの組合せにより認証を行うに足る記号を含む。以下同じ。）等に関し、別途弊社が定める手続を実施するものとします。

2 契約者は、自己のユーザID及びパスワードを、弊社が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず処分してはならず、自己のユーザID及びこれに対応するパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとします。

3 弊社は、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により弊社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、弊社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(データ等の保護)

第19条 契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、「本サービス仕様書」記載の「障害対応」に定める場合を除き、弊社は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(登録内容の変更通知)

第20条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他申込内容（利用変更注文書の内容を含む。）の契約者にかかわる事項に変更があるときは、弊社の定める方法により変更予定日の30日前までに弊社に通知するものとします。

2 弊社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(機器等の準備)

第21条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態（プロバイダー契約の締結等を含む。）に準備しこれを維持するものとします。

2 契約者設備に不具合がある場合、弊社は、契約者に対して本サービスの提供の義

務を負わず、契約者設備によって契約者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

- 3 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(禁止行為)

第22条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (3) 第三者若しくは弊社の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (4) 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
- (5) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 第三者若しくは弊社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
- (8) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
- (9) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
- (10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
- (11) その他弊社が不適切と判断した行為

- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。

- 3 弊社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。ただし、弊社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

第7章 機密保持

(機密保持)

第23条 契約者及び弊社は、本サービスの提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他の業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第5項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。（以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
- (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの

3 契約者は、機密情報を相手方に開示するために必要なすべての権限を正当に有していること、並びに、契約者が顧客その他の第三者に関する情報を弊社に提供する場合には、当該提供及び第4項ただし書に定める利用に必要な権限、承諾その他の法令上又は契約上必要な手当を適法かつ有効に講じていることを保証するものとします。

4 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、利用契約等の目的の範囲内でのみ使用するものとし、利用契約等の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。ただし、弊社は、契約者から受領し又は本サービスの利用に伴い取得した情報について、契約者及び当該情報に含まれる第三者を識別又は推知できないよう加工したデータ（以下「加工データ」という）を作成し、本サービス及び本サービスに関連する商品又はサービスの開発、提供、維持、改善、販売、分析、統計、マーケティング、研究その他これらに付随する目的のために利用し、又は第三者に開示若しくは提供することができるものとします。

5 被開示者は、利用契約等の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して利用契約等上の責任を負うものとします。

6 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあつ

ては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。

- 7 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された秘密情報を開示者の要請に応じて破棄又は消去するものとします。

（個人情報保護）

第24条 利用契約等において契約者及び弊社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報及びその蔵置媒体をいいます。

- 2 契約者及び弊社は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。契約者及び弊社が本項に違反した場合、その相手方は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。

- 3 契約者及び弊社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。

- (1) 個人情報を利用契約等の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
- (2) 個人情報を第三者に提供しないこと
- (3) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること
- (4) 自己の責任において、利用契約等により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること

- 4 個人情報の取り扱いについては、前条（機密保持）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。

- 5 契約者及び弊社は、本サービスにおいて、個人情報（個人番号を含む。本条において以下同じ。）の取扱いにかかる業務を契約者が弊社に委託するものではなく、個人情報をその内容に含む電子データを取り扱わないことを確認します。

- 6 本サービスにおいて、契約者データ等が格納される本サービス用設備に対し弊社が実施する安全管理措置の内容については、別途弊社が通知する内容によるものとします。

- 7 契約者及び弊社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。

- 8 契約者及び弊社は、相手方から個人情報を受領した場合、契約者及び弊社間の協議の上定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。

- 9 契約者及び弊社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第32条から第38条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人

から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。

- 10 契約者又は弊社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第39条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
- 11 契約者及び弊社は、本条の内容及び安全管理措置その他付随する事項を変更する必要がある場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対応について誠実に協議するものとします。

第8章 責任の範囲

（責任の範囲）

- 第25条 弊社は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではありません。契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、弊社は、契約者による本サービスの利用に起因して契約者及び第三者に生じた結果について一切の責任を負わないものとします。
- 2 本サービスにおいて提供される数値、分析結果、指標、コメント、統計情報その他の情報は、一定の前提条件及び弊社所定の算出方法又は分析方法に基づき作成されるものであり、弊社は、その正確性、完全性、有用性、最新性又は将来の成果等を保証するものではありません。
 - 3 本サービスは、会計、税務、投資その他の専門的助言を行うものではなく、契約者又は契約者の顧客による経営判断、投資判断その他の意思決定は、契約者又は当該顧客の責任において行うものとします。必要に応じて、当該領域の専門家に相談するものとします。
 - 4 契約者が本サービスの利用結果を用いて顧客その他の第三者に提案、説明又は助言等を行う場合、当該提案等の是非及び内容については契約者が自らの責任において判断するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
 - 5 弊社は、本規約に基づく本サービスの停止、変更、終了その他の措置により契約者に生じた損害について、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
 - 6 弊社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による利用契約等の履行遅滞又は履行不能には、弊社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による利用契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

7 弊社は、次の事由による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し利用契約等上の責任を負わないものとします。

- (1) 合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバー攻撃、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
- (2) 弊社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
- (3) 利用契約等の履行の際に弊社のシステムに接続される契約者のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
- (4) 弊社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
- (5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
- (6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

8 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

(損害賠償の制限)

第26条 弊社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の責に帰すべき事由により又は弊社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、当該損害の賠償額の総額は、以下に定める額を超えないものとします。なお、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について弊社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12か月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1か月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1か月以上ではあるが12か月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1か月分）
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

第9章 利用契約の解除

(契約者からの利用契約の解除)

第27条 契約者は、本条に基づいてのみ利用契約を解除できるものとします。

- 2 契約者が利用契約の解除を希望する場合、毎月15日までに弊社が別途定める方法により弊社に通知することにより、同月の末日をもって利用契約を解除することができるものとします。
- 3 契約者は、前項に定める通知が弊社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(提供停止及び弊社からの利用契約の解除)

第28条 弊社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 弊社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合、競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (8) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (9) 第7条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
 - (10) 第33条（反社会的勢力との関係排除）第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- 2 弊社は、契約者が利用契約等に違反した場合は、当該違反が軽微であるか否かを問わず、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - 3 契約者は、前各項による本サービスの一時停止又は利用契約の解除があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第29条 弊社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとします。弊社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。なお、弊社の契約者への通知は、書面、電磁的方法又は達人サービスのウェブサイトへの掲載で行うものとします。

- (1) 事前に契約者に通知した場合
- (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (3) 本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合

(契約終了後の処理、契約一部変更後の処理)

第30条 契約者は、利用契約の全てを解除若しくは利用条件の一部を変更した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等のうち、解除若しくは変更に伴い不要となるものについて、利用条件変更後直ちに弊社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

また、契約解除後については、弊社は契約者の承諾なく契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等を消去できるものとします。

- 2 契約者は、事前に本サービスにて保管されている電子ファイルについて自己の責任で必要に応じてバックアップ等の措置をとった上で、弊社が別途定める解除若しくは利用条件の変更手続きを行うものとします。

第10章 その他

(再委託)

第31条 弊社は、弊社の責任において、本サービスの提供に関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。(係る第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次に渡る場合は、そのすべてを含む。)

- 2 弊社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて弊社が契約者に対して負担するのと同等の義務を、再委託先に負わせるものとします。
- 3 弊社は、再委託先の履行について契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負うものとします。

(サービスレベル)

第32条 弊社は、努力目標として「本サービス仕様書」記載の「サービスレベル指標」(以下「本サービスレベル指標」という。)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

- 2 弊社は、本サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、弊社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
- 3 サービスレベル指標は、本サービスに関する弊社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも弊社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第33条 契約者及び弊社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団

員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）第1項第10号で定める事由に該当したことにより、利用契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

（存続条項）

第34条 利用契約の終了後においても、第23条（機密保持）は利用契約の終了後3年間は有効に存続し、第7条（権利義務の譲渡等）、第8条（著作権等）、第12条（第三者のサービス、ソフトウェア等）、第15条（利用料金の支払）、第16条（支払遅延損害金）、第17条（端数整理）、第24条（個人情報保護）、第25条（責任の範囲）、第26条（損害賠償の制限）、第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）、第30条（契約終了後の処理、契約一部変更後の処理）、第35条（提供区域及び準拠法）、第36条（管轄裁判所）及び第37条（分離可能性）は有効に存続するものとします。

（提供区域及び準拠法）

第35条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 利用契約等及び利用変更契約等は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第36条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

(分離可能性)

第37条 利用契約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、係る無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

(協議)

第38条 利用契約等に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じた場合は、契約者及び弊社間で協議の上円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は2026年6月17日から施行するものとします。

別紙1 料金表

■サービス利用料

(税抜き)

サービス名称		月間利用料
財務のみかた		
	基本利用料	¥30,000
	従量利用料(登録企業数 20 社あたり)	¥15,000

達人 Cube
「財務のみかた」
サービス仕様書

株式会社 NTT データ

1.1 版

1 本書の定義

本書は、当社が提供する本サービスの内容（標準サービス、サポート等）、提供条件等の詳細について記述したものである。本書に記載していない事項については、本規約の条項に従うものとする。本書で特別に定義されていない限り、本書で使用されている用語の意味は、本規約に定める定義によるものとします。

2 本サービスの内容

本サービスは企業向け財務コンサルティング業務を支援するためのクラウドサービスです。本サービスは、インターネットに接続できる環境から、当社が提供した契約者専用 URL へ Web ブラウザからアクセスすることによりご利用いただけます。

2.1 標準サービス

本サービスの「標準サービス」では、全てのユーザーに対して下記の機能を提供いたします。あわせて、初期構築作業（利用環境構築作業およびアカウント作成作業）及びサポートサービスを提供いたします。

また、下記の機能および初期構築作業の仕様、品質その他一切の内容に関する詳細は、当社がその裁量によって決定するものとします。

■主な提供機能

機能名	内容
簡易診断	決算状況のサマリと、多くの企業のニーズがある「資金調達」の対策の提示までの導出に特化した診断機能。
詳細診断	実態財務状況確認と金融機関視点全般からの課題の抽出と対策案の提示した診断機能。
期中報告	主要3項目（売上高/現預金/借入金）の月次進捗管理機能。

2.2 アカウント発行

お申込時に登録いただいた住所宛に以下書類を送付いたします。

- ① ライセンス証書（ユーザーID/ログインID/パスワード）
- ② 「財務のみかた」スタータガイド

お申込いただいたご担当者は、本サービスをご利用できるよう初期セットアップを完了させる必

要があります。詳細手順については、「財務のみかた」スタータガイドをご参照ください。

2.3 動作環境

本サービスの推奨環境は下記の通りです。ユーザーが推奨環境の条件を満たさない環境を利用することに起因して、本サービスの全部または一部が利用できない場合、当社は一切の責任を負いません。また、推奨環境を満たす場合であっても、ユーザーの固有の動作環境の制限・設定によっては、本サービスの全部または一部の機能をご利用いただけない場合があります。

■サポート対象

端末	ブラウザ	OS	ディスプレイ表示倍率	解像度
PC	Microsoft Edge	Windows11	100%	1920×1080(推奨)
PC	Google Chrome	Windows11	100%	1920×1080(推奨)

2.4 提供時間

本サービスの提供時間は、「7 時 00 分～24 時 00 分」となります。但し、一時的な中断及び提供停止の場合はその限りではありません。

2.5 ユーザー数

本サービスを利用可能なユーザー数は、お申込みいただいたユーザーアカウント数になります。

2.6 サポートサービス

本サービスでは、下記サービスを標準サービスとして提供いたします。

サービス名	内容
障害通知	AWS 社の責任共有モデルに則り、当社責任範囲内で生じた障害について障害が回復した旨を達人 Cube 上で通知します。サポート時間については、HP 記載の時間に準ずることとします。

2.7 アップロードファイル容量

XTX ファイルのアップロード容量につきまして、本サービスでは 1MB を上限としております。

2.8 アップロードファイルのバージョン

本サービスにてご利用いただける XTX ファイルのバージョンは以下になります。

仕様	インスタンスバージョン
XBRL2_1	3.0 税務用財務諸表タクソノミー（2020 年 3 月 23 日版）

3 制限と責任

3.1 計画停止

当社は、本サービス提供にあたり必要であると判断した場合、計画停止を当社指定の時間で行います。なお、当社があらかじめ計画する以下のリリースについて 2 週間前を目標に通知を行います。

- ・ 機能追加、機能改善、メンテナンス（本サービスの中断あり）
- ・ メジャーバージョンアップ
- ・ 業務影響のある大規模なユーザーインターフェース変更
- ・ 既存機能の廃止、仕様変更

3.2 セキュリティ

本サービスは、システム基盤にパブリッククラウド（Amazon Web Service）を活用します。これを踏まえ、一般的なセキュリティリスクに加えて、クラウド特有のリスクについても対策を実施します。

3.3 第三者サービス等

本サービスは、以下の第三者サービス等を利用します。

ユーザーは、本サービスに搭載する外部サービスを利用する際には、当該外部サービスを提供する事業者所定の条件について同意するものとします。

- ・ 当社指定の IaaS 事業者：Amazon Web Service（東京リージョン）

4. 商標について

- ・ 「財務のみかた」は当社のサービス名称です。
- ・ 「Amazon Web Service」は、米国その他の諸国における Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

— 付記 —

- ・ 本書の内容は部分的に変更されることがあります。
- ・ 本書は財務のみかたを利用するために開示するものであり、株式会社 NTT データが提供する財務のみかた以外の目的で使用することを禁じます。

(お問い合わせ先)

株式会社 NTT データ 達人シリーズ担当 インフォメーションセンター

連絡先：0120-554-620

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 土・日・祝日 および 弊社休業日を除く

©2026 NTT DATA CORPRATION

複製・無断転載禁止